

伊勢崎市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 5 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

#### 伊勢崎市条例第 1 号

伊勢崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊勢崎市議会委員会条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 2 0 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表文教福祉委員会の項中「、介護老人保健施設ひまわり、訪問看護ステーションいせさき」を削り、同表建設水道委員会の項中「水道局」を「上下水道局」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

---

伊勢崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 5 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

#### 伊勢崎市条例第 2 号

伊勢崎市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

伊勢崎市固定資産評価審査委員会条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

伊勢崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 5 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

### 伊勢崎市条例第 3 号

伊勢崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

---

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 5 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

### 伊勢崎市条例第 4 号

伊勢崎市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 伊勢崎市手数料条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 8 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第1の10の項中「(除かれた住民票を含む。)」を削り、「除かれた戸籍」を「当該戸籍の附票から除かれた者」に改め、同表中39の項を40の項とし、12の項から38の項までを1項ずつ繰り下げ、11の項の次に次のように加える。

12 住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項若しくは第5項において準用する第12条の3第8項の規定による除票の写し若しくは除票記載事項証明書又は同法第21条の3第1項、第3項若しくは第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき300円
---	-----------

第2条 伊勢崎市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1の13の項を削り、同表14の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の次に「(平成25年法律第27号)」を加え、同項を同表13の項とし、同表15の項から40の項までを1項ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

---

伊勢崎市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第5号

伊勢崎市印鑑条例の一部を改正する条例

伊勢崎市印鑑条例（平成17年伊勢崎市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第6条第1項第3号中「調整」を「調製」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第6号

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市国民健康保険税条例（平成17年伊勢崎市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.3」を「100分の6.9」に改める。

第4条中「2万5,500円」を「2万6,000円」に改める。

第5条第1号中「18,600円」を「20,500円」に改め、同条第2号中「9,300円」を「10,250円」に改め、同条第3号中「13,950円」を「15,375円」に改める。

第6条中「100分の2.5」を「100分の2.6」に改める。

第7条中「8,600円」を「1万円」に改める。

第9条中「100分の1.9」を「100分の2.1」に改める。

第10条中「9,800円」を「1万1,000円」に改める。

第11条中「5,500円」を「6,100円」に改める。

第23条第1号ア中「17,850円」を「18,200円」に改め、同号イ(7)中「13,020円」を「14,350円」に改め、同号イ(4)中「6,5

10円」を「7, 175円」に改め、同号イ(㊦)中「9, 765円」を「10, 763円」に改め、同号ウ中「6, 020円」を「7, 000円」に改め、同号オ中「6, 860円」を「7, 700円」に改め、同号カ中「3, 850円」を「4, 270円」に改め、同条第2号ア中「12, 750円」を「13, 000円」に改め、同号イ(㊧)中「9, 300円」を「10, 250円」に改め、同号イ(㊨)中「4, 650円」を「5, 125円」に改め、同号イ(㊩)中「6, 975円」を「7, 688円」に改め、同号ウ中「4, 300円」を「5, 000円」に改め、同号オ中「4, 900円」を「5, 500円」に改め、同号カ中「2, 750円」を「3, 050円」に改め、同条第3号ア中「5, 100円」を「5, 200円」に改め、同号イ(㊧)中「3, 720円」を「4, 100円」に改め、同号イ(㊨)中「1, 860円」を「2, 050円」に改め、同号イ(㊩)中「2, 790円」を「3, 075円」に改め、同号ウ中「1, 720円」を「2, 000円」に改め、同号オ中「1, 960円」を「2, 200円」に改め、同号カ中「1, 100円」を「1, 220円」に改める。

第28条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険法第59条の規定による療養の給付等の制限を受けている者

第28条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、前項第3号に該当する者は、当該期限後も申請書を提出することができる。

第29条第2項中「納期限前7日までに」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の伊勢崎市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定（第28条及び第29条を除く。）は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 新条例第28条及び第29条の規定は、この条例の施行の日以後に課税し

た国民健康保険税について適用し、同日前に課税した国民健康保険税については、なお従前の例による。

---

伊勢崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 5 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 7 号

伊勢崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年伊勢崎市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 3 項中「知事」の次に「又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附則第 2 項から第 4 項までの規定中「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 2 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

伊勢崎市児童遊園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 5 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 8 号

伊勢崎市児童遊園条例の一部を改正する条例

伊勢崎市児童遊園条例（平成17年伊勢崎市条例第140号）の一部を次のように改正する。

別表伊勢崎市上之宮児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

---

伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第9号

伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例

伊勢崎市小口資金融資促進条例（平成17年伊勢崎市条例第231号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

---

伊勢崎市道路構造条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第10号

伊勢崎市道路構造条例の一部を改正する条例

伊勢崎市道路構造条例（平成24年伊勢崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 自転車通行帯

第4条第5項本文中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加え、同項ただし書中「第33条」を「第34条」に改める。

第6条第2項中「副道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第9条第1項中「第3種」の次に「(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)」を、「第4種」の次に「(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)」を加える。

第42条第4項中「第11条まで、第13条から第39条まで及び第40条第1項」を「第12条まで、第14条から第40条まで及び第41条第1項」に改め、同条を第43条とする。

第41条第5項中「第39条」を「第40条」に、「第12条を」を「第13条を」に改め、同条を第42条とする。

第40条第1項中「第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条」を「第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条」に改め、同条第2項中「第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項」を「第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項」に改め、同条を第41条とする。

第39条中「第14条、第15条、第25条、第27条、第32条及び第36条」を「第15条、第16条、第26条、第28条、第33条及び第37条」に改め、同条を第40条とし、第38条を第39条とし、第32条から第37条までを1条ずつ繰り下げる。

第31条第3号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加え、同条



を第32条とし、第30条を第31条とする。

第29条第4項中「第14条、第16条、第17条、第19条から第21条まで、第23条及び第26条」を「第15条、第17条、第18条、第20条から第22条まで、第24条及び第27条」に改め、同条を第30条とし、第28条を第29条とし、第16条から第27条までを1条ずつ繰り下げる。

第15条ただし書中「第33条」を「第34条」に改め、同条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加え、同条を第12条とする。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加え、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(自転車通行帯)

第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量の多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(伊勢崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正)

2 伊勢崎市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(平成25年伊勢崎市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第11条第3項」を「第12条第3項」に改め、同条第2項中「第10条第2項」を「第11条第2項」に改める。

---

伊勢崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第11号

伊勢崎市営住宅管理条例の一部を改正する条例

伊勢崎市営住宅管理条例(平成17年伊勢崎市条例第170号)の一部を次のように改正する。

第5条中「老人、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項において「老人等」という。)にあつては第2号から第5号まで、」を削り、「居住制限者にあつては」の次に「第1号、」を加え、同条第1号中「同居しようとする」の次に「者があつては、同居する者が」を加え、「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。」を「次のいずれかに該当する者に限る。」に、「があつては」を「であること」に改め、同号に次のように加える。

ア その者の配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)

イ その者の3親等以内の血族又は1親等の姻族

第6条第2項中「(老人等にあつては、同条第2号から第5号まで)」を削る。

第10条第1項第1号中「連帯保証人1人（同居者が規則で定める額以上の収入を有する場合にあっては2人以上）の連署をした」を削り、同項第3号中「第5条に規定する規則で定める者で」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第11条を削る。

第11条の2の見出し中「資格等」を「変更」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前条第2項」を「次の」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 住所又は居所が不明になったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めてその変更を求めたとき。

第11条の2第2項を第11条とする。

第11条の3を削る。

第17条第1項中「第10条第6項」を「第10条第5項」に改める。

第20条第2号中「費用」を「費用のうち、市長が指定する費用」に改める。

第38条第3項中「年5分」を「民法（明治29年法律第89号）第404条第1項に規定する法定利率」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに締結された契約に係るこの条例による改正前の伊勢崎市営住宅管理条例第10条、第11条（第2項を除く。）又は第11条の3の規定については、なお従前の例による。

---

伊勢崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第12号

伊勢崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢崎市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成17年伊勢崎市条例第199号）の一部を次のように改正する。

第15条を第16条とし、第6条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。

第5条第2項第2号中「第3条第1号」を「第4条第1号」に改め、同条を第6条とする。

第4条第2号中「第6条」を「第7条」に改め、同条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（種類）

第3条 団員の種類は、基本消防団員及び機能別消防団員とする。

2 基本消防団員とは、機能別消防団員以外の全ての団員をいう。

3 機能別消防団員とは、市長が定める特定の消防事務に限り、従事する団員をいう。

別表第1中「第12条関係」を「第13条関係」に、

「

団員	年額 60,800円
----	------------

を

」

「

団員	基本消防団員	年額 60,800円
	機能別消防団員	年額 12,000円

に

」

改める。

別表第2及び別表第3中「第13条関係」を「第14条関係」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

### 伊勢崎市条例第 1 3 号

伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例

(伊勢崎市市税条例の一部改正)

第 1 条 伊勢崎市市税条例（平成 1 7 年伊勢崎市条例第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第 3 6 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第 4 8 条第 2 項中「第 6 6 条の 7 第 4 項及び第 1 0 項」を「第 6 6 条の 7 第 5 項及び第 1 1 項」に改める。

第 6 1 条第 9 項及び第 1 0 項中「第 3 4 9 条の 3 第 1 2 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 1 1 項」に改める。

第 6 1 条の 2 の見出し及び同条第 1 項中「第 3 4 9 条の 3 第 2 8 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 2 7 項」に改め、同条第 2 項中「第 3 4 9 条の 3 第 2 9 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 2 8 項」に改め、同条第 3 項中「第 3 4 9 条の 3 第 3 0 項」を「第 3 4 9 条の 3 第 2 9 項」に改める。

第 9 6 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項（法第 4 6 9 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に係る部分に限る。）」に、「第 1 6 条の 2 の 3」を「第 1 6 条の 2 の 3 第 2 項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項（法第 4 6 9 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる製造たば

この売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

附則第8条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第18項を同条第15項とする。

附則第 1 1 条の 2 の見出し及び同条第 1 項中「平成 3 1 年度」を「令和元年度」に改め、同条第 2 項中「平成 3 1 年度適用土地又は平成 3 1 年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第 1 2 条、第 1 3 条及び第 1 5 条第 1 項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第 1 7 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「令和 2 年度」を「令和 5 年度」に改める。

(伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 9 年伊勢崎市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「3 1 年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第 4 条第 1 項中「3 1 年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第 2 項中「3 1 年新条例」を「元年新条例」に、「平成 3 1 年度分」を「令和元年度分」に改める。

(伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 9 年伊勢崎市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「平成 3 1 年度」を「令和元年度」に改める。

(伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例（平成 3 0 年伊勢崎市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 1 項中「平成 3 1 年度」を「令和元年度」に改める。

附則第 8 条第 4 項及び第 5 項中「3 2 年新条例」を「2 年新条例」に改める。

附則第 1 0 条第 4 項及び第 5 項中「3 3 年新条例」を「3 年新条例」に改める。

(伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 5 条 伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例（平成 3 1 年伊勢崎市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 1 項中「平成 3 1 年度」を「令和元年度」に改め、同条第 2

項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 伊勢崎市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年伊勢崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、伊勢崎市市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第4号を次のように改める。

(4) 削除

附則第1条第5号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第2条第1項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の伊勢崎市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)



第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

---

伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第14号

伊勢崎市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市都市計画税条例（平成17年伊勢崎市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」に改める。

附則第6項を削る。

附則第 7 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 4 4 項」を「附則第 15 条第 3 8 項」に改め、同項を附則第 6 項とする。

附則第 8 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 4 5 項」を「附則第 15 条第 3 9 項」に改め、同項を附則第 7 項とし、附則第 9 項を附則第 8 項とする。

附則第 10 項の前の見出しを削り、同項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第 9 項とし、同項の前に見出しとして「(宅地等に対して課する平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第 11 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 12 項中「附則第 10 項」を「附則第 9 項」に、「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 13 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「附則第 10 項」を「附則第 9 項」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 14 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「附則第 10 項」を「附則第 9 項」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第 13 項とする。

附則第 15 項の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改め、同項を附則第 14 項とし、附則第 16 項を附則第 15 項とする。

附則第 17 項中「附則第 15 項」を「附則第 14 項」に改め、同項を附則第 16 項とする。

附則第 18 項中「附則第 10 項及び第 12 項」を「附則第 9 項及び第 11 項」に、「附則第 10 項及び第 13 項」を「附則第 9 項及び第 12 項」に、「附則第 11 項、第 13 項及び第 14 項」を「附則第 10 項、第 12 項及び第 13 項」に、「附則第 13 項から第 15 項」を「附則第 12 項から第 14 項」に、「附則第 15 項」を「附則第 14 項」に改め、同項を附則第 17 項とする。

附則第 19 項中「、第 19 項、第 21 項から第 25 項まで、第 27 項、第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 40 項、第 43 項から第 45 項まで若しくは第 48 項から第 50 項まで」を「から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで、第 47 項若しくは第 48 項」に改め、同項中「第 34 項」を「第 33 項」に改め、同項中「第 34 項又は法」を「第 33 項又は」に改め、同項を附則第 18 項とする。

附則第 20 項（見出しを含む。）中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同項を附則第 19 項とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の伊勢崎市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 2 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成 28 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された地方税法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 40 項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第 18 項の規定の適用については、同項中「、第 47 項若しくは第 48 項」とあるのは「若しくは第 47 項」とする。

---

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 15 号

伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊勢崎市国民健康保険税条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 218 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「61 万円」を「63 万円」に改め、同条第 4 項ただし書中「16 万円」を「17 万円」に改める。

第 23 条中「61 万円」を「63 万円」に、「16 万円」を「17 万円」に改め、同条第 2 号中「28 万円」を「28 万 5,000 円」に改め、同条第 3 号中「51 万円」を「52 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の伊勢崎市国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

---

伊勢崎市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

伊勢崎市条例第 16 号

伊勢崎市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢崎市介護保険条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中

「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「27,300円」を「21,900円」に改め、同条第3項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「41,800円」を「36,400円」に改め、同条第4項中「平成31年度及び平成32年度」を「令和2年度」に、「52,700円」を「51,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の伊勢崎市介護保険条例の規定は、令和2年度以降の年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。